

○農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、告示第一号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、通商産業省、令第三号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、昭和四十七年農林省、厚生労働省、通商産業省、告示第一号の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、表中表の上欄の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年十月三日

大蔵省、厚生労働省、通商産業省、令第三号）別表第一及び別表第二の規定に基づき、昭和四十七年農林省、厚生労働省、通商産業省、告示第一号の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、表中表の上欄の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

財務大臣	麻生 太郎
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	齋藤 健
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一
環境大臣	中川 雅治

